地方からの提案個票

<各府省第1次回答まで>

通番	ヒアリング事項		
37	小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和	1~2	
24	 町村の都市計画に係る都道府県同意の廃止 	3~8	
23	旧農地法に基づく国有農地等に関する運用及び手続の見直し	9~12	
38	身体障害者手帳の再発行申請におけるマイナンバー記入の義務付け廃止	13~20	
43	地域女性活躍推進交付金の市町村事業における交付方法の見直し	21~22	

令和元年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 第1次回答

管理番号 18 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 教育·文化

提案事項(事項名)

小学校専科教員に対する小学校教諭免許状の授与要件の緩和

提案団体

東京都

制度の所管・関係府省

文部科学省

求める措置の具体的内容

中学校教諭普通免許状所持者が小学校教諭二種免許状を取得する場合に、小学校の専科教員の在職年数を含めるなどの軽減措置を講ずること。

具体的な支障事例

【現状】

中学校教諭普通免許状の所持者が、教育職員免許法別表第8に定める在職年数と修得単位数により小学校教諭免許状を取得する場合、在職年数については基礎となる免許状の学校種におけるものとされていることから、中学校教諭普通免許状所持者が小学校専科教員として勤務した期間を別表第8第3欄に定める在職年数に算入できない。このため、中学校での3年以上の勤務経験がないものの、小学校において長年にわたり専科教員として活躍してきた者が容易に小学校教諭免許状を取得できない状況にある。

【制度改正の必要性】

学習指導要領の改訂により2020年度から小学校5、6年生の外国語科及び3、4年生の外国語活動が導入されることから、中学校教諭普通免許状(外国語(英語))を持つ教員の、小学校教育における必要性が増している。

また、平成31年1月25日付け中央教育審議会答申(※1)において、「学校における働き方改革」の視点からも小学校の教科担任制の充実が挙げられたことに加え、平成31年4月17日付け文部科学大臣から中央教育審議会への諮問(※2)においても、教科担任制に関する検討を依頼するなど小学校における教科指導の充実が求められている。

- ※1「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に 関する総合的な方策について(答申)」
- ※2「新しい時代の初等中等教育の在り方について」

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

中学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、小学校教育及び小中連携教育のより一層の充実につながることが期待される。また、教員の人事配置等において柔軟な対応が取れるようになる。

なお、現状でも中学校免許保持者が小学校において専科教員として授業を行っており、その実務経験を基に免 許状を授与することは実態に合ったものと考えられる。

根拠法令等

教育職員免許法第6条及び別表第8

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

宮城県、仙台市、福島県、板橋区、川崎市、相模原市、粟島浦村、京都市、大阪府、高松市、愛媛県、熊本市、 宮崎県

- 〇当村の小学校と中学校は、小中同一校舎で教育活動を行なっている。そこで、中学校英語の免許を保有する 教員が小学校教諭の免許を合わせて保有することは、教科における小中連携を推進するうえで有効に機能する。
- 〇小学校免許を所持していない専科教員は、専門教科以外の指導ができないため、学校現場において柔軟な 対応ができない状況にある。小学校での勤務年数を小学校免許取得時の在職年数に含めることができれば免 許を取得する専科教員が増え、その結果、より柔軟で充実した指導ができるようになる。
- 〇以下の支障事例が生じている
- ・小学校講師が不足しているので、小学校教諭免許状を持つ人が増えるのは人員配置面で有効である。
- ・小・中両方の免許を取得することで小中間での交流や異動等が容易となる。
- ・小規模の小中併設校の教員配置が行いやすくなり、学校運営上も有効である。
- 〇小学校における教科担任制を推進するにあたり、中学校教諭免許状を有した専科教員が小学校免許状を取得することにより、教員の人事配置において柔軟な対応が取れるようになる。
- 〇令和2年度からの学習指導要領の改訂に伴い、小学校での外国語活動の導入が全面実施されることから当 県においても、小学校における専科教員の人数が増加している。今後も、増え続ける見込であり、専科教員に対 する免許法別表第8の授与要件を緩和することにより、隣接校種免許状の併用が促進され、また、外国語活動 に対する対応以外にも、小中連携教育の更なる強化及び円滑な人員配置が可能となる。
- 〇当団体では、小中一貫教育を推進しており、多様な交流·柔軟な人事配置を行いたいため、制度改正の必要性があると考える。

各府省からの第1次回答

ご要望いただいた教育職員免許法別表第8の改正については、平成31年4月17日に中央教育審議会に対して諮問を行った「新しい時代の初等中等教育の在り方について」の中の、「新学習指導要領に示された児童生徒の発達の段階に応じた学習内容や指導の在り方を踏まえ、義務教育9年間を学級担任制を重視する段階と教科担任制を重視する段階に捉え直すことのできる教員免許制度の在り方」においてご審議いただくこととしており、今後検討を進めてまいりたい。

平成26年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号 68 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

町村の都市計画の決定に関する都道府県の同意の廃止

提案団体 酒々井町

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、市は協議しなければならないとあり、町村においては都道府県知事の同意を得ることとなっていることから、町村における知事同意の廃止を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

都市計画法第19条第3項において都市計画の決定にあっては、町村は都道府県知事の同意(市は協議)を得ることとされている。

都市計画法第19条第3項は、平成23年のいわゆる「一括法」に基づき改正されたが、市や町村が同様の行政課題や地域の諸問題に取り組む中で、一括法の目的が「地域の自主性の強化や自由度の拡大」を図るものであるにもかかわらず、一律に町村のみ除外され同意が必要とされている。

本町は、町域が小さい(19.02km)ことから人口規模は、21,479人(5月1日現在)であるが首都圏近郊整備地帯に属し、昭和42年に都市計画区域(区域区分は昭和45年)となり、これまで、都市計画道路、下水道及び土地区画整理など各種都市計画事業を行い、都市計画に関わる行政経験は十分あり、適切な判断を行うことが可能である。

※(全国には本町より人口規模の小さな市が24ある。)

これらのことから、本町の自主性を高め、併せて効率的なまちづくりを進めるため、町村の都市計画の決定に関する都道府県知事の同意の廃止を提案するものである。

【具体的な支障事例】

現在、民間活力の活用も見据えた町独自の地区計画の導入を検討しているが、現行では、県作成の地区計画策定に関するガイドラインにおいて全県的に統一した運用が求められていることなどから、町独自の立地特性を活かした都市計画決定が難しくなっている。

根拠法令等

都市計画法第19条第3項

回答区分 C 対応不可

本提案は、すでに過去の議論(「義務付け・枠付けの第4次見直しについて」(平成25年3月12日閣議決定)、 「地方分権改革推進計画」(平成21年12月15日閣議決定)の決定に至るまでの議論)において結論が出てい ると承知している。

なお、過去の議論と同様、本提案については当省として以下のとおりと考える。

市町村が定める都市計画については、広域調整及び都道府県決定の都市計画との適合を図る観点から、 都道府県知事が「同意」という拒否権を留保した形で協議を行うこととされてきたところ。

この点、市が行う都市計画については、都市計画制度における累次の分権化により市町村が定める都市計 画権限・件数が大幅に増加しており、さらに、町村と比較しても市は都市計画に関する執行体制、経験等が 充実していること等を踏まえ、都道府県知事との協議における同意を不要とするため、「地域の自主性及び 自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成23年法律第37号。第 1次分権一括法。)において措置したところであり、町村においては引き続き同意を要する協議を存置すべき (地方分権委員会第3次勧告においても、存置を許容するとの結論が得られているものである)。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方分権改革の目指すべき方向性は、地方の活力を高め、強い地方を創出することにあるが、そのために は、地方がさまざまな行政分野で独自の施策を展開して地方の魅力を引き出しつつ、民主導の地域再生を 実現することで、初めてそれが可能となることは言を俟たない。

しかしながら、「まちづくり」の分野において、当町は、県のマスタープラン(整備・開発・保全の方針)におい て、佐倉都市計画として隣接する佐倉市と一体として取り扱われているにもかかわらず、酒々井町だけが同 意を必要とされていることで、自由度や独自性を発揮することが難しい状況にある。

平成7年に旧地方分権推進法が制定されて以来、国・地方を挙げた地方分権の取組みにより、基礎自治体 の体制整備は進んできており、いまだ市と町村で異なる取扱いが存在することに合理性は認められないこと から、市同様に町村も一律に協議とすることを要望したい。

全国知事会からの意見

全国町村会の提案を踏まえ、町村の都市計画決定に関する都道府県の同意は不要とし、協議を要するのみ とするべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

今回の所管省からの回答は過去の勧告で結論が出ているので「対応不可」というものだが、今回の「提案募 集方式」の趣旨は委員会勧告に替わる新たな手法として、地方の発意に根ざした取り組みを推進し、地方分 権改革に関する提案を広く募集してその実現に向けて検討を行うというものであり、こうした趣旨を踏まえら れ、提案どおり前向きな検討をお願いしたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 全国町村会が同意の廃止を求め、全国知事会も特段問題はないとの見解を示している。また、市と町村 の比較において、人口規模で市を上回る町村が存在するほか、人口当たりの職員数(都市計画担当職員 数)でみた場合など、町村の事務処理体制は市と比較しても遜色ないものと言える。さらに、事務処理特例制 度を活用して開発許可権限の移譲を受けている町村も着実に増加している。

こうしたことから、町村の都市計画決定に係る都道府県の同意は廃止すべきであるが、この場合に何か 具体的な支障はあるのか。

- 〇 地方分権改革推進委員会の第1次勧告では、市町村合併が進行中であったことなどから、町村の体制 が落ち着くまでは市と町村を区別するとして、いわば暫定的な扱いとして勧告がなされたものと認識してい る。第1次勧告当時と比較して、市町村合併が一段落するとともに、今般の地方自治法改正により、自治体 間連携の新たな仕組みが設けられるなど、状況の変化が見られたことからも、制度を見直すべきではない か。
- 提案を踏まえ、まずは町村における都市計画に関する実態を把握するとのことであったが、年末の閣議

各府省からの第2次回答

回答区分 E 提案の実現に向けて対応を検討

平成23年の地方分権一括法施行後の、町村の都市計画制度運用の経験、能力、執行体制等がどの程度変化しているか等について調査し、その結果等を踏まえて検討する。

平成26年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年1月30日閣議決定)記載内容

6 【国土交通省】

- (12)都市計画法(昭43法100)
- (iv)町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19条3項(21条2項で準用する場合を含む。))については、制度の運用実態等を調査し、その結果等を踏まえて検討し、平成27年中に結論を得る。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

- (14)都市計画法(昭43 法100)
- (iii) 町村の都市計画の決定又は変更に係る都道府県知事への同意を要する協議(19 条3項(21 条2項で準用する場合を含む。))については、運用指針で定められた協議に当たっての留意事項の定着状況を踏まえ、都道府県知事同意について、平成30 年までに、町村の自主性を尊重する観点に留意し、廃止を含め、結論を得る。